

特別診療費 単位数表

項目	単位数	備考	
感染対策指導管理	6単位	1日につき	
褥瘡対策指導管理(Ⅰ)	6単位	1日につき	
褥瘡対策指導管理(Ⅱ)	10単位	1月につき	
初期入所診療管理	250単位	1回につき・入所中1回(診療方針に重要な変更があった場合は2回)まで	
重度療養管理	125単位	1日につき	
医学情報提供(Ⅰ)	220単位	退所時に他の病院に対して診療情報を提供した場合	
医学情報提供(Ⅱ)	290単位	退所時に他の診療所に対して診療情報を提供した場合	
理学療法(Ⅰ)	123単位	1日3回(他2種類のリハビリと併せて1日4回)まで (入所日から4ヶ月超の期間で月11回以上行った場合は、11回目以降は所定単位数の100分の70)	
作業療法	123単位		
言語聴覚療法	203単位		
リハビリ テーション 体制 強化加算	(理学療法士)	35単位	理学療法士を2名以上配置してリハビリテーションを行った場合
	(作業療法士)	35単位	
	(言語聴覚士)	35単位	言語聴覚士を2名以上配置してリハビリテーションを行った場合
理学療法、作業療法又は言語聴覚療法に係る加算	33単位	1月につき	
摂食機能療法	208単位	1日につき・月4回まで	
短期集中リハビリテーション	240単位	1日につき・入所後3ヶ月以内 (理学療法(Ⅰ)、作業療法、言語聴覚療法又は摂食機能療法との重複なし)	
認知症短期集中リハビリテーション	240単位		

※上記の単位数に10円を乗じて得た額の1割(一定以上の所得のある方は2割または3割)が利用者負担となります。